

# 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会

## 令和2年度 第1回専門部会（子ども部会）次第

日 時 令和2年7月17日（金）

午前10時30分から

会 場 市役所2階 中会議室

### 1 開 会

### 2 委嘱状等の交付について

### 3 部会長及び副部会長の選出について

### 4 議 題

（1）新型コロナウイルス感染症の影響による臨時的対応について

（2）障害児通所支援の申請要件の見直しについて

（3）その他

### 5 閉 会

## 1 委嘱状等の交付について

野田市では、障害者総合支援法第89条の3（協議会の設置）の規定に基づき、障がい者への支援の体制の整備を図るとともに、障害者差別解消法第17条（障害者差別解消支援地域協議会）の規定に基づき、差別解消の取組を円滑に行うため「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会」を設置。

さらに、複雑、多様化する障がい者施策に対応するため、関係機関等との連携機能の強化や情報の共有、問題への対応等を協議するため、実務者により構成された4つの専門部会（相談支援部会、就労支援部会、子ども部会、権利擁護部会）を設置し、本会である協議会へ協議結果などの報告を行い野田市の障がい福祉の向上を図ることを目的としています。

本専門部会の委員選任の経緯について

「野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱」

### 第7条 専門部会

- ・本会の委員のうちから会長が指名した者
- ・委員の推薦に基づき市長が委嘱した者
- ・職員のうちから市長が任命した者

事前に各所属団体より委員の推薦を頂いた各専門部会の委員案について、本年7月3日に開催された野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会において決定されたもの。

**委嘱・任命期間 令和2年7月3日～令和4年3月31日**

## 2 委員の紹介

別紙 子ども部会委員名簿のとおり。

なお、委員名簿及び会議録については、野田市ホームページへ公開の対象となっています。

## 3 部会長及び副部会長の選出について

本部会における部会長及び副部会長を選出するもの。

部 会 長	
副 部 会 長	

## 4 議題

### 議題1 新型コロナウイルス感染症の影響による臨時的対応について

#### (1) 追加的に生じる利用者負担への補助

- ・学校臨時休業により通所サービスの利用が増えた場合の利用者負担増加分を補助する。
- ・電話や訪問等の代替的サービスを受けた分の利用者負担を補助する。  
(「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業」)

#### (2) 更新支給決定の際の書類の省略

- ・令和2年度中の更新申請について、医師の診断書等の添付を省略できる。  
(厚労省通知 令和2年4月30日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支給決定を受けるための申請等の取扱いについて」)

#### (3) 事業所の人員基準の臨時的取扱い

- ・当面の間、定員を超える児童を受け入れても、定員超過減算を適用されない。また、定員を超過して受け入れる場合、受け入れた児童数に応じた職員を配置できない場合も、減算は適用されない。
- ・基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、一時的に加算要件を満たさなくなった場合でも、従前の加算を算定することが可能。  
(「障害児通所支援に係るQ&A(2020年6月30日版)」)

## 議題2 障害児通所支援の申請要件の見直しについて

これまで、障害者手帳等を所持していない児童が障害児通所支援の更新申請する際に、療育の必要性の確認のため、毎年、医療機関の診断書等の提出を求めていたところですが、現状の課題解消及び保護者の負担軽減のため、申請要件を見直そうとするもの。

### (1) 現状と課題

- ・ 児の年齢に関わらず、毎年更新の際に発行1年以内の医療機関の診断書等の提出を求めている。しかし、児の状態は毎年変化するわけではない。また、3歳未満の児の場合、そもそも診断が付く年齢ではない。
- ・ 近隣他市では、診断書等は新規申請時のみの提出や2年おきの提出、小中高のそれぞれで1回ずつの提出等となっている。
- ・ 障害児の診断書が書ける医療機関が少なく、更新期限内に予約を取ることが困難。予約から受診まで3～4ヵ月かかる場合もあり、毎年書類を準備する保護者の負担が大きい。
- ・ 保護者の医療受診拒否が強い場合や、保護者が動けず医療機関受診に中々つながらない場合のみ、子ども支援室の2回目意見書で対応しているが、予約が取れないために2回目意見書になるケースが増えてきている。更新のための意見書発行依頼が増えることで、子ども支援室の心理士が通常の相談を受けられなくなる。

### (2) 変更案

- ・ 児の状態や環境の変化等を考慮し、療育の必要性を確認する書類の提出は3年に1度とする。(新規申請時、小学1年生、4年生、中学1年生、高校1年生の更新時)
- ・ 医師による診断書は発行3年以内のものを有効とする。
- ・ 医療機関を受診していなくても、就学相談やその他の機会が発達検査を受けられれば、その結果をもとに子ども支援室の意見書を発行できるようにする。(子ども支援室の心理士面談を省略できる)

### (3) 実施時期

- ・ 令和2年度中は診断書の提出が省略可となるため、令和3年4月からの実施予定としたい。

療育の必要性の確認(診断書等の提出)時期 (案)

現在

3歳	新規申請	【確認】
4歳(以下誕生日)	更新申請	【確認】
5歳	更新申請	【確認】
6歳	更新申請	【確認】
就学	児発 放デイ	
小学1年生	更新申請	【確認】
小学2年生	更新申請	【確認】
小学3年生	更新申請	【確認】
小学4年生	更新申請	【確認】
小学5年生	更新申請	【確認】
小学6年生	更新申請	【確認】
中学1年生	更新申請	【確認】
中学2年生	更新申請	【確認】
中学3年生	更新申請	【確認】
高校1年生	更新申請	【確認】
高校2年生	更新申請	【確認】
高校3年生	更新申請	【確認】
者へ切り替え		

見直し後

3歳	新規申請	【確認】
4歳(以下誕生日)	更新申請	
5歳	更新申請	
6歳	更新申請	
就学	児発 放デイ	
小学1年生	更新申請	【確認】
小学2年生	更新申請	
小学3年生	更新申請	
小学4年生	更新申請	【確認】
小学5年生	更新申請	
小学6年生	更新申請	
中学1年生	更新申請	【確認】
中学2年生	更新申請	
中学3年生	更新申請	
高校1年生	更新申請	【確認】
高校2年生	更新申請	
高校3年生	更新申請	
者へ切り替え		



申請 ...申請書を提出  
 【確認】...手帳、診断書、意見書等を提出